

# 序章 環境施策の概要

## 第1節 環境問題の歴史【環境政策課、環境保全課、環境整備課、自然保護課、環境再生課】

本県では、昭和47年の本土復帰以降、社会資本整備を始めとする各種開発が急速に進んだ結果、自然破壊や公害、赤土等流出などの環境問題をもたらしました。

そこで、県は昭和47年に「沖縄県公害防止条例」（平成20年に全部改正し、「沖縄県生活環境保全条例」へ名称変更）を制定したのをはじめとして、「沖縄県自然環境保全条例（昭和48年制定）」、「沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年制定）」等を制定し、環境保全対策への取組を推進してきました。

その結果として、本県の環境問題は改善の傾向が見られましたが、依然として、赤土等の流出や米軍基地を起因とする航空機騒音など、未解決の環境問題を抱えています。

こうした背景のもと、県では、これらの環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に制定するとともに、「沖縄県環境基本計画」を平成15年4月に策定、その後「第2次沖縄県環境基本計画」を平成25年3月に策定し、同計画に基づいて環境保全施策に取り組みました。

同計画における各種施策展開により、再生可能エネルギーの導入促進や環境教育の推進、廃棄物の適正処理対策など、持続可能な社会の実現に向けた取り組みも進められました。しかし、本県の自然環境は依然として、各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土流出等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えています。さらには地域の環境意識の向上や循環型社会の実現に向けた取り組みの強化など、引き続き対応が求められる課題も顕在化しています。

これらの現状を踏まえ、残された自然環境を保全しつつ、「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現に向けて、「第3次沖縄県環境基本計画」を令和5年3月に策定し、同計画に基づいて環境保全施策に取り組んでいるところです。

環境影響評価については、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげていくという沖縄県環境基本条例の本旨に基づき、「沖縄県環境影響評価条例」を平成12年に制定し、大規模な事業等の実施に当たり、環境保全に適正な配慮がなされるよう取り組んでいます。

また、米軍基地から派生する諸問題のうち、環境面からの問題解決に資するため、技術的・制度的な対応のあり方をまとめた「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」を平成29年3月に策定し、国、関係市町村等と連携した新たな環境保全の仕組みの構築に取り組んでいます。

令和元年10月には、希少野生動植物の保護や外来種による希少野生動植物に係る生態系への被害の防止を図ることにより、生物の多様性が保護された良好な自然環境を保全するため、「沖縄県希少野生動植物保護条例」を制定しました。

令和5年3月に、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度（令和12年度）までの温室効果ガス排出削減に係る中期目標として、2013年度（平成25年度）比で26%削減することを意欲的目標とし、更に将来における革新的な技術の実現・導入を想定した挑戦的目標として

## 序章 環境施策の概要

2013年度（平成25年度）比で31%削減することを掲げています。また、長期目標として2050年度（令和32年度）の温室効果ガス実質排出量ゼロを目指すことを掲げ、目標達成に向けて150の施策の推進に取り組んでいます。

令和7年3月には、本県において、海洋プラスチックごみ問題を引き起こし、燃焼に伴う二酸化炭素の排出が気候変動の一因となるプラスチック問題に対し、行政・県民・事業者などの各主体が一体となって取組を推進するため、「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」を策定しました。今後、本指針の普及を図ることで本県に適した島しょ型プラスチック資源循環社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 第2節 環境施策の基本計画【環境政策課】

### 1 沖縄県環境基本条例

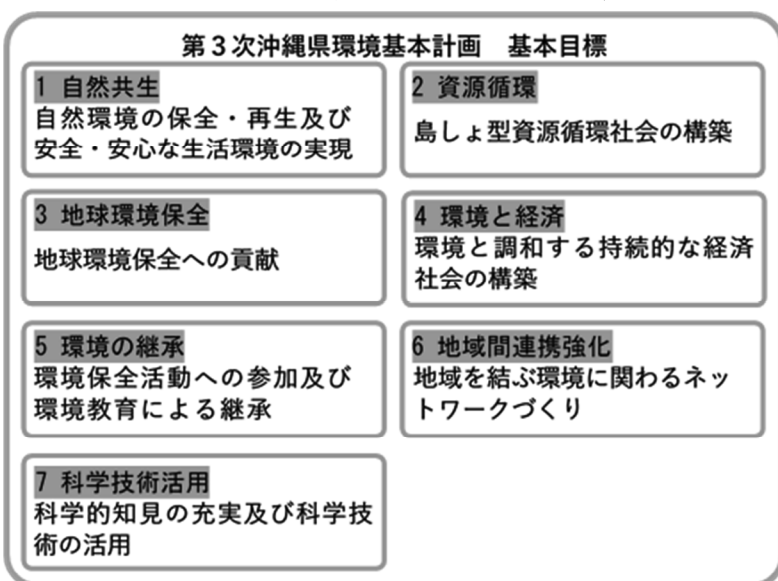
県では、今日の複雑化・多様化した環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に制定しました。この条例では、「豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指して、県、事業者、県民等の各主体の取り組むべき責務を定めています。

#### 【基本理念】

恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承  
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築  
人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現  
地球環境保全の積極的な推進

### 2 沖縄県環境基本計画

県では、沖縄県環境基本条例で定めた基本理念の実現に向け、本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成15年4月に「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成25年3月に「第



2次沖縄県環境基本計画」を策定、令和5年3月に新たな計画となる「第3次沖縄県環境基本計画」を策定しました。本計画では、「自然共生」「資源循環」「地域環境保全」「環境と経済」「環境の継承」「地域間連携強化」「科学技術活用」の7つを基本目標に掲げ、それぞれの施策の基本的方向を明らかにするとともに、その方向に沿った各種環境保全施策を展開しています。

### 第3節 環境保全の基本方向【環境保全課、環境整備課、自然保護課、環境再生課】

県では、第3次沖縄県環境基本計画で目指す沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会の実現に向け、次のとおり環境保全に関する施策を推進していきます。

#### 1 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり【環境整備課、環境保全課】

持続可能な循環型社会の形成を図るため、廃棄物対策として、県民・事業者・行政が一体となって排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）による資源循環を促進することで、排出量、最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努めます。そのため、廃棄物の減量化・リサイクルの普及啓発活動やリサイクル施設の整備促進に努めるとともに、不法投棄防止対策の強化を図ります。

さらに、経済的手法として、平成18年度に導入した法定外目的税である産業廃棄物税の税収を循環型社会の形成に向けた施策に充てることで、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他適正な処理の一層の促進を図ります。

大気環境を保全するため、事業場や建築物解体等作業現場における監視指導や大気環境の汚染状況を常時監視します。また、河川、海域、地下水、土壌の環境を保全するため、事業場に対する監視指導のほか、水環境の保全に対する普及啓発活動を実施します。

赤土等の流出については、河川や海域の生態系のみならず水産業や観光産業にも大きな影響を与えています。「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、開発行為の届出等の審査や監視・指導、（農林水産部との連携による）農家への啓発活動等を実施し、事業現場や農地からの流出防止を図るとともに、海域における赤土等の堆積状況等を把握するための定点観測調査や赤土等流出防止対策の普及・向上を目的とした交流集会、講習会の開催など総合的に赤土等流出防止対策を実施していきます。

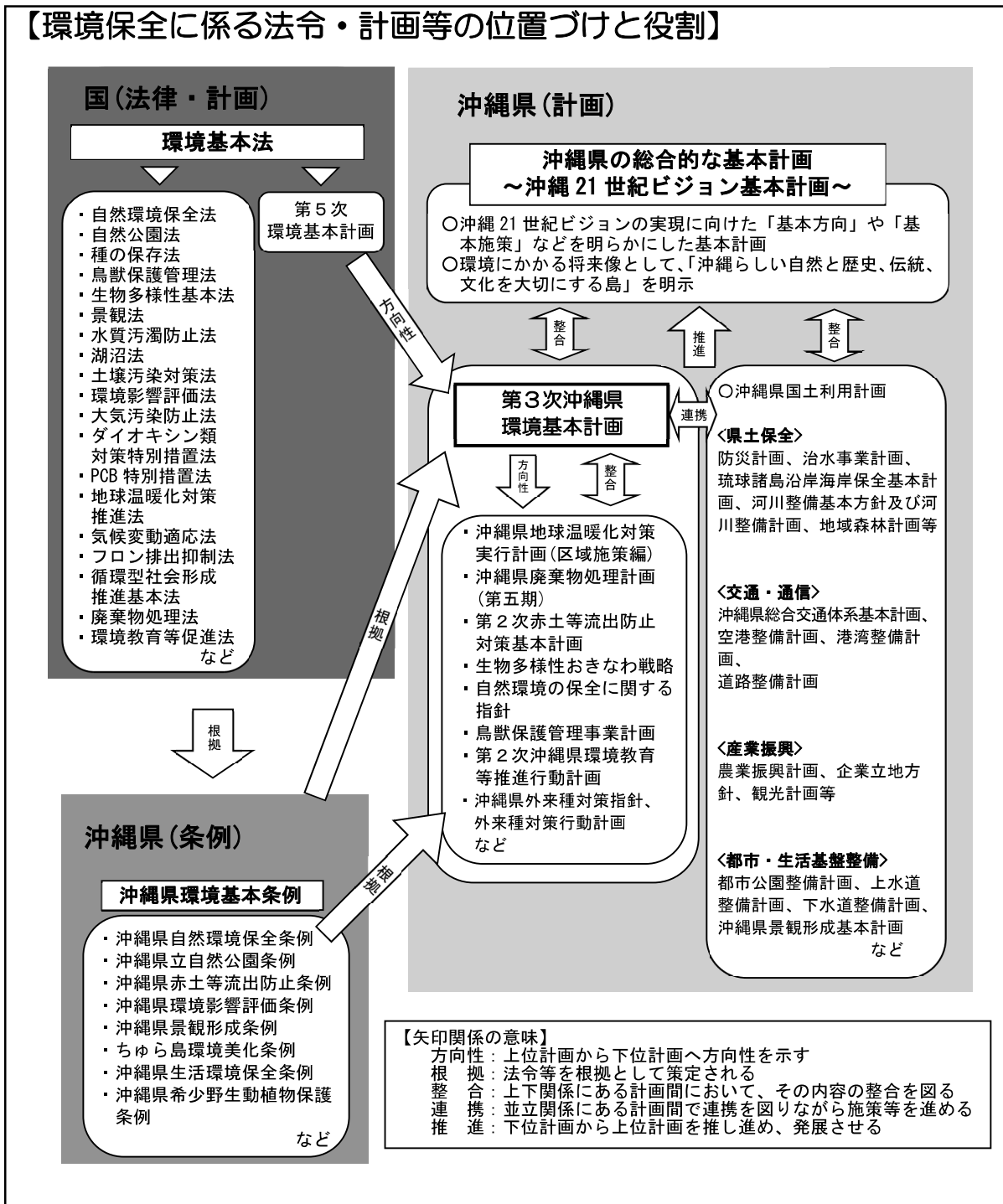
米軍基地に起因する環境問題については、依然として航空機騒音が環境基準を超過している状況にあることから、常時監視を実施するとともに、米軍や国に対して「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を強く要請していきます。また、普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素化合物が検出されており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから原因の究明に努めるとともに、国に対して必要かつ速やかな調査と対策の実施を求めます。

#### 2 人と自然が共生する潤いのある地域づくり【自然保護課】

やんばる地域に生息する希少動物の保護を図るため、平成12年度からマングース対策事業を実施し、マングースの捕獲や北上防止柵の設置を行っています。引き続き捕獲等を継続し、生態系の保全・回復を図っていきます。

また、サンゴ礁の保全対策については、行政、地域住民、事業者、NPO等多様な主体が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を支援し活性化を図っていくとともに、今後は、サンゴ礁の効果的な保全・再生・活用を推進するため、技術の開発や地域のサンゴ礁保全活動への支援

を実施するなど、本県の自然環境の保全のための施策を推進していきます。



さらに、本県における生物多様性に関する様々な課題を踏まえ、生物多様性の保全、維持、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現するための基本計画として、平成25年3月に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。

### 3 環境保全活動への積極的な参加【環境再生課】

県民の環境への関心を高めてもらうことを目的に県民環境フェアや環境月間等のイベント開催、沖縄県地域環境センター(場所:公益財団法人沖縄こどもの国)を拠点にした出前講座や自然観察会の開催等、各種環境保全啓発活動を実施しています。

### 4 地球環境の保全に貢献する社会づくり【環境再生課】

地球温暖化対策について、国は、2021(令和3年)に地球温暖化対策推進法を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として明記するとともに「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度(令和12年度)までの温室効果ガス排出量削減目標を46%に引き上げるなど、脱炭素に向けた取組を加速させています。

県においても令和4年度に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年度(令和32年度)の脱炭素社会の実現を目指し、2030年度(令和12年度)までの温室効果ガス排出量削減目標(中期目標)として、「2013年度(平成25年度)比26%削減」を意欲的目標、更に「2013年度(平成25年度)比31%削減」を挑戦的目標に掲げています。

対策の推進に当たっては、県民や事業者等の取組が重要であることから、「おきなわアジェンダ21県民会議」や「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、県民環境フェア等の啓発活動を実施し、脱炭素型ライフスタイルへの転換や、環境配慮経営に向けた取組を促進しています。

また、県が率先して地球温暖化対策に取り組むため、令和3年度から県が保有する全ての公用車(特殊車両や軽自動車を除く)を順次、電動車(EV・PHV)に転換する事業を実施しており、令和6年度までに合計182台を導入しています。

## 第4節 環境保全活動の取組状況【環境再生課】

---

県自らが一事業者、一消費者としてあらゆる事務事業において環境に配慮した行動を率先して実行するため、平成11年6月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、エコオフィス活動の推進に取り組んでいます。

令和3年度から、第5期計画がスタートしており、令和6年度の取組状況調査結果は以下のとおりです。

### 1 温室効果ガスの排出量について

令和6年度の沖縄県の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、30,183トン(二酸化炭素換算)で、令和元年度(基準年度)と比較して7,362トン(19.6%)減少し、年度目標(10%減)を達成しています。

## 序章 環境施策の概要

温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub>換算) (排出量単位: t-CO<sub>2</sub>)

	R1 (基準年度)	R2	R3	R4	R5	R6	年度 目標	目標 達成
CO <sub>2</sub> 換算合計	37,545	36,478	35,031	34,914	32,608	30,183	33,790	○
前年度比	1.5%	-2.8%	-4.0%	-0.3%	-6.6%	-7.4%		
基準年度(R1)比			-6.7%	-7.0%	-13.1%	-19.6%	-10.0%	

※ 県立学校、県立病院、浄化センター、県警の車両・船舶燃料使用量、企業局の電気・燃料使用量を除く。

### 2 省資源の推進について

上水使用量については、令和元年度（基準年度）比で、約 107 千 m<sup>3</sup> (9.9%) 減少し、年度目標 (4.0%減) を達成しています。

目標達成の主な要因として、これまで取り組んできた各庁舎、県立学校における節水や、令和2年度以降に順次施行されたトイレの手洗い用水の自動化に伴う上水使用量の減少等が挙げられます。

コピー用紙使用量については、各庁舎においてペーパーレス化が進み、基準年度比約 1,879 万枚 (10.6%) 減少したものの、年度目標 (12.0%減) を達成していません。

上水及びコピー用紙使用量

排出要因	H30	R1 (基準年度)	R3	R4	R5	R6	増減率 (基準年度比)	年度 目標	目標 達成
上水使用量(m <sup>3</sup> )	1,095,801	1,084,693	971,714	959,862	1,021,062	977,294	-9.9%	-4.0%	○
コピー用紙(千枚)	167,806	177,738	164,065	163,733	173,555	158,950	-10.6%	-12.0%	×

### 3 廃棄物発生量（本庁舎）及びリサイクル率について

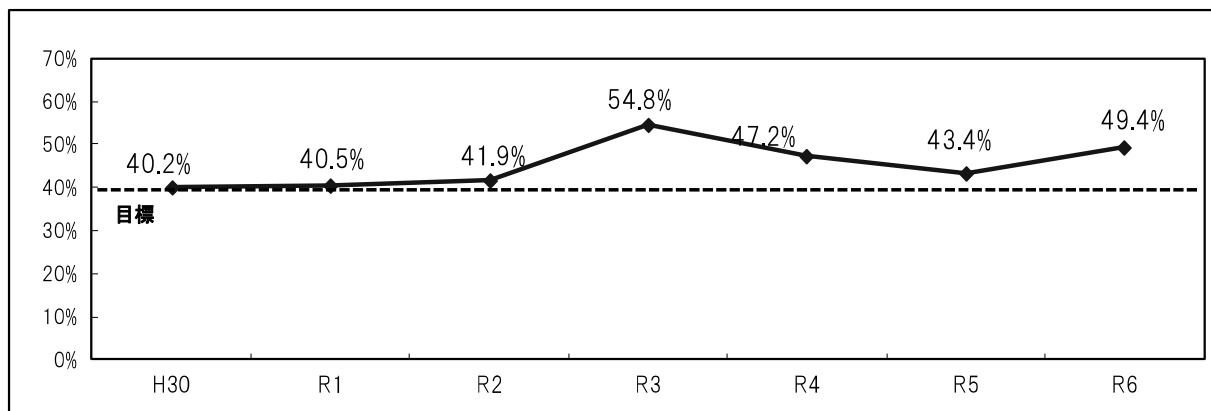
令和6年度の廃棄物発生量は553.3トンで、前年度に比べ11.7トン増加しており、令和元年度（基準年度）と比較して27.8%増加し、年度目標 (4.0%減) を達成していません。

増加の主な要因は、本庁舎のPFAS含有ピット水の処理に伴う廃棄物の発生量増加によるもので、ペットボトル、カン、ビン、古紙、可燃物の発生量は減少しています。なお、PFAS含有ピット水を除く廃棄物発生量は減少したものの（発生量424.3トン、基準年度比で1.9%減少）、年度目標は達成できていないことから、廃棄物発生量の削減に努める必要があります。令和6年度の廃棄物発生量に占める資源化物のリサイクル率は49.4%で、目標40%以上を維持しています。

廃棄物発生量の推移

項目	年度	H30	R1 (基準年度)	R2	R3	R4	R5	R6	年度 目標	目標 達成
合計(t)		445.0	432.9	531.8	405.6	492.6	541.6	553.3	-4.0%	×
増減率(基準年度比)		—	—	22.8%	-6.3%	13.8%	25.1%	27.8%		

リサイクル率の推移



#### 4 グリーン購入について

令和6年度の環境配慮型物品の調達率は87.0%で、前年度から約0.6%増加しています。

また、紙類の調達率は87.1%、紙類以外の調達率は80.9%で、紙類は前年度と比べて増加しましたが、紙類以外の調達率が減少し、それぞれ目標を達成していません。

前年度と比較して紙類以外の調達率が減少した主な要因として、文具類やその他繊維製品（のぼり、横断幕等）等を価格や仕様を優先して購入したこと等が挙げられます。

本庁では、出納事務局が実施する集中調達により購入しているため、紙類の調達目標（97%）を達成している状況ですが、紙類以外を含む県全体の調達率が近年90%を下回っていることから、全庁的に取組の強化が必要となっています。

県庁におけるグリーン購入状況

分野	品目名	単位	購入数量等	内・エコ商品	環境配慮型 製品購入率 (R5)	環境配慮型 製品購入率 (R6)	調達 目標	
紙類	情報用紙(コピー用紙等)	枚	163,991,341	142,547,177	86.2%	86.9%	97%	
	印刷用紙	枚	6,182,251	5,183,457	83.4%	83.8%		
	衛生用紙(トイレトペーパー等)	個	10,792,762	9,838,080	91.1%	91.2%		
文具類	シャープペンシル等	本	2,785,977	2,322,509	91.6%	83.4%	95%	
オフィス家具等	いす等	脚等	4,199	3,403	89.1%	81.0%		
画像機器等	コピー機、トナーカートリッジ等	台等	17,030	14,046	60.7%	82.5%		
電子計算機等	電子計算機	台	3,869	3,361	97.1%	86.9%		
	磁気ディスク装置、記録用メディア等	台等	14,918	3,444	29.0%	23.1%		
オフィス機器等	シュレッダー、一次電池等	台等	70,011	27,825	40.4%	39.7%		
移動電話等	携帯電話等	台	215	20	39.1%	9.3%		
家電製品	電気冷蔵庫等	台	106	86	73.8%	81.1%		
エアコンディショナー等	エアコンディショナー等	台	237	197	91.8%	83.1%		
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	台	20	15	57.9%	75.0%		
照明	LED照明器具等	台等	1,448	1,130	97.6%	78.0%		
	蛍光灯等	台等	5,967	5,538	90.5%	92.8%		
自動車等	乗用車	台	85	82	92.9%	96.5%		
	小型バス等	台等	32	19	60.3%	59.4%		
消火器	消火器	本	1,361	1,350	98.0%	99.2%		
制服・作業服等	制服	着	3,856	85	6.2%	2.2%		
	作業服、帽子等	着	4,670	1,528	21.4%	32.7%		
インテリア・寝装寝具	カーテン等	枚等	615	218	58.1%	35.4%		
作業手袋	作業手袋	組	122,288	93,468	82.0%	76.4%		
その他繊維製品	集会用テント等	台等	18,915	2,662	70.8%	14.1%		
設備	太陽光発電システム等	台等	12	12	100.0%	100.0%		
	テレワーク用ライセンス	個等	0	0	100.0%	100.0%		
	Web会議システム	個等	3	1	100.0%	33.3%		
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水等	個等	12,444	1,887	1.1%	15.2%		
役務	省エネルギー診断	件	0	0	100.0%	100.0%		
	印刷	件	958	557	60.8%	58.1%		
合計			184,035,590	160,052,157	86.4%	87.0%		—
					紙類	86.3%	87.1%	97%
					紙類以外	87.7%	80.9%	95%

※参考

本庁の購入実績	紙類	98.4%	99.0%	97%
	紙類以外	68.2%	64.0%	95%
出先機関の購入実績	紙類	82.3%	83.0%	97%
	紙類以外	91.9%	86.0%	95%